

○道路工事等に伴う道路使用許可の適正及び許可後の現場管理の徹底について

〔 令和 6 年 3 月 1 1 日 〕
〔 例規甲（交規企）第124号 〕

道路工事等に伴う道路使用許可の適正及び許可後の現場管理の徹底について

第1 適正、的確な許可事務の推進

道路使用許可に当たっては、道路使用範囲、作業工区・工程、保安設備配置等を厳格に審査する中で、工事現場の道路交通実態に適合した許可条件を個々具体的に付与し、交通の危険防止及び安全、円滑に及ぼす障害の程度を最小限にするよう、交通管理者として適正、的確な許可事務を推進すること。

第2 条件違反等に対する厳格な対応

警察署長の付した道路使用許可条件を遵守せず、道路の不適正使用を漫然と行っている施工業者も見られることから、これら条件違反者に対しては、指導、警告及び検挙等厳格かつ徹底した対応を図ること。

条件違反行為（状態）の野放しは、交通の危険性等を惹起させることはもちろん、工事業者等における遵法意識を低下させ、一般交通を無視した工事の着手等に繋がることから、警察署長の付する条件の重要性を認識しての徹底した対応が必要となる。

第3 道路管理者等に対する要請、指導の強化

道路工事等を発注する各道路管理者、ライフライン関係業者等との連絡、連携を取る中で、施工業者に対する工事管理（監督）の徹底等について要請、指導を強化し、必要に応じて道路管理者等を現場招致しての安全対策、不適正使用に対する是正措置等の推進を強化すること。

第4 駐在所、交番員等による現場管理の推進

道路工事現場を所管する駐在所、交番勤務員及びPC勤務員等地域担当課員に対して、所管区別の道路使用許可状況の周知徹底を図り、街頭活動を通じた工事現場視察、施工業者に対する声掛け等を積極的に実施し、許可条件の不履行等道路の不適正使用を未然に防止するなど現場管理を推進すること。

第5 道路使用調査員に対する指導及び調査委託の徹底

道路工事現場における許可条件履行状況及び原状回復措置状況の調査については、現在、山梨県交通安全活動推進センターに業務委託し、道路の適正使用の確保に当た

っているが、担当調査員に対する調査上のチェックポイント、調査の在り方等実践的かつ具体的に指導するとともに、許可に係る道路工事については調査委託を徹底し、調査員による現場点検を拡充しての現場管理を徹底すること。